

令和3年度 管内給食施設栄養管理状況(報告)

香川県東讃保健所

栄養管理状況報告書について

特定給食施設等が香川県特定給食施設等指導要綱の第9条に基づき、毎年1回保健所長に報告しているものである。

その内容は、健康増進法において栄養管理基準として「利用者の身体の状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供に努め、品質管理を行うよう努めること」とされていることから、栄養管理マネジメントのプロセス（アセスメント → プランニング → 実施 → モニタリング・チェック → 評価）が実施されているかを把握することを重視したものである。

状況報告の目的

施設の状況及び各施設の課題やニーズを把握し、個別対応につなげる。また、各項目の実施状況を集計することで、管内における課題や施設種別の状況を把握し、巡回指導や研修会等の事業計画に反映させることを目的とする。

施設は報告書を作成することで、栄養管理マネジメントのプロセスを自己チェックできることもねらいとする。

報告時期

令和3年6月の状況を令和3年7月20日までに報告するものである。

報告対象施設及び提出率（管内の給食施設の種類と施設数）

管内に給食施設は90*施設あり、提出率は100%であった。（※報告書提出時）

		対 象 施 設			提出施設数	提出率 (%)
		特定給食施設	その他の給食施設	計		
		1回100食以上 又は1日250食以上	1回50食以上 又は1日100食以上 並びに病院及び有床診療所			
学校等	小・中学校 給食センター 共同調理場	11	0	11	11	100
病院等	病院 診療所	5	3	8	8	100
		0	3	3	3	100
社会福祉施設等	介護医療院	0	2	2	2	100
	介護老人保健施設	6	0	6	6	100
	老人福祉施設等	9	15	24	24	100
	障害者支援施設等	0	4	4	4	100
	児童福祉施設 (保育所を除く)	0	1	1	1	100
保育所等	保育所(園)・こども園	11	15	26	26	100
事業所等	事業所・寄宿・その他	4	1	5	5	100
計		46	44	90	90	100

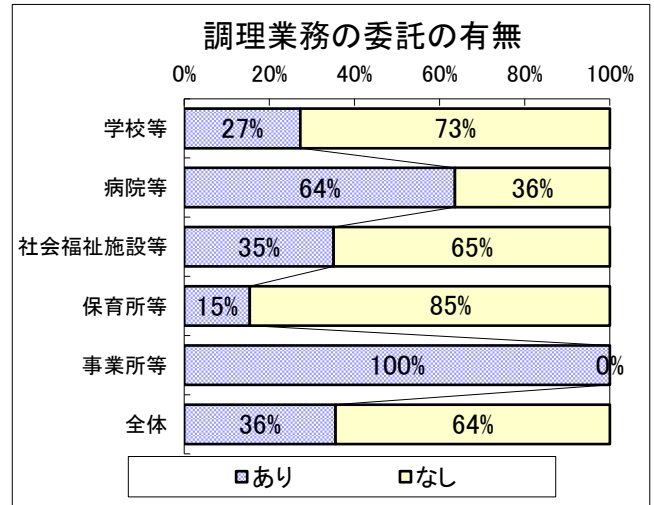
給食施設の状況

1 調理業務の委託状況

栄養管理報告書の提出のあった90施設のうち、調理業務を委託しているのは32施設(36%)、委託していないのは58施設(64%)である。

学校等では3割、病院等では6割、社会福祉施設等では4割、保育所等では2割が調理業務を委託している。

事業所等では、全ての施設で調理業務を委託している。

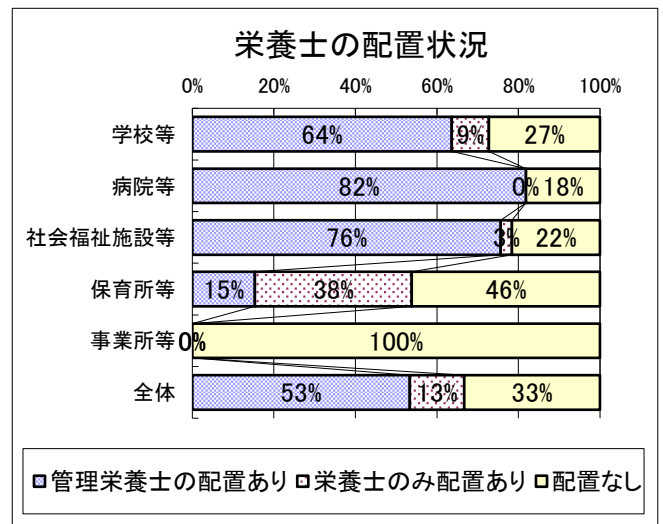


2 施設栄養士の配置状況

特定給食施設のうち、特別な栄養管理が必要な施設として、知事が指定する管理栄養士配置義務(健康増進法第21条第1項)のある施設は、管内に1施設ある。

病院等では、医学的栄養管理が必要とされ、栄養指導料等を算定するためには施設に管理栄養士の配置が必要とされているため、8割の施設に管理栄養士が配置されている。

また、学校給食法において「学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養教諭又は栄養士の免許を有する者」とされており、学校等では約7割の施設で管理栄養士又は栄養士が配置されている。

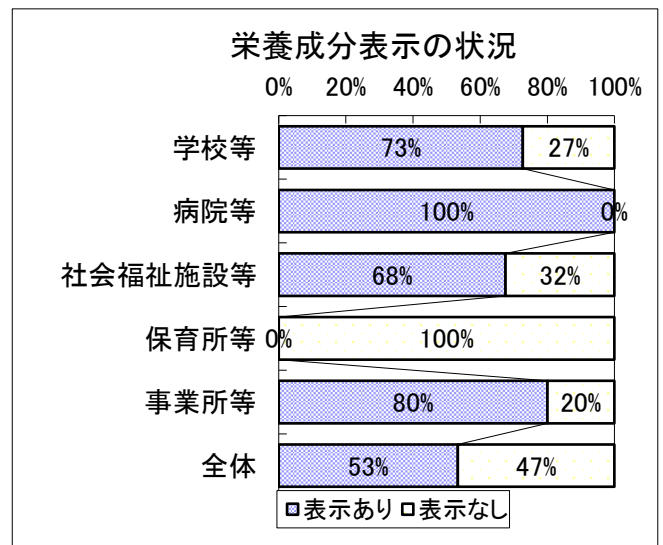


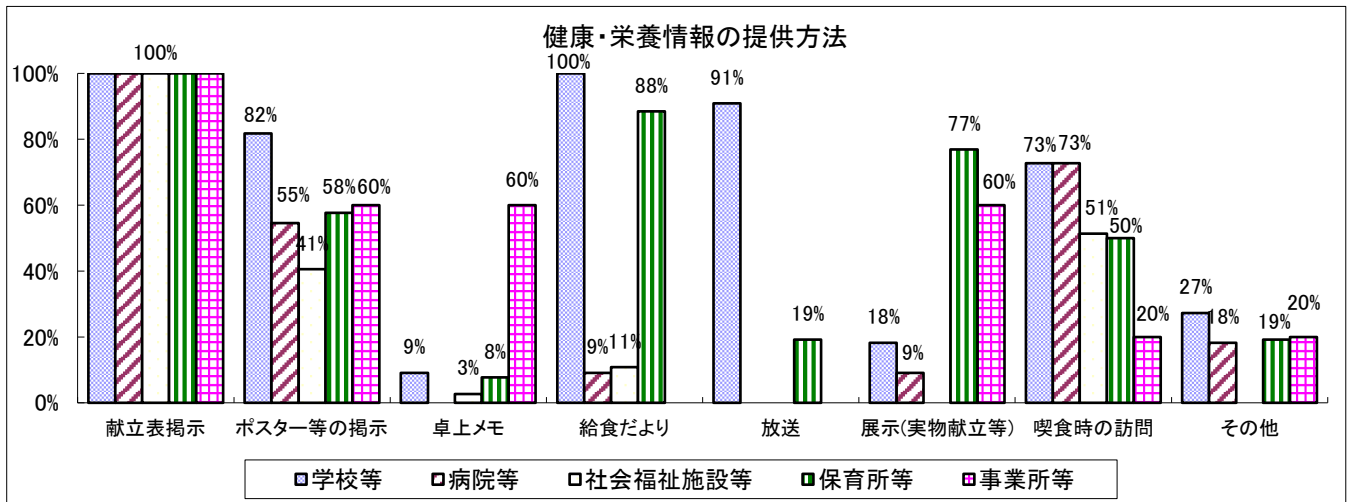
3 健康・栄養に関する情報の提供状況

特定給食施設では、健康増進法第21条第3項により、適切な栄養管理を行わなければならないとされ、また、厚生労働省令において栄養管理基準の1つに「献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して栄養に関する情報の提供を行うこと」と定められている。

栄養成分表示は半数以上の施設で示されており、特に病院等では、全ての施設で示されている。

健康・栄養情報の提供方法として、献立表の掲示・配布は全ての施設で行われていた。





4 給与食品量（野菜と果物）

給食施設では、利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を把握し、それに基づいて適当な栄養量を満たす食事の提供に努めている。

給食施設における野菜と果物の給与量の概況は下表のとおりである。施設種別ごとの平均値と目標ラインを比較すると、目標ラインを上回っているのは、野菜では学校等のみで、果物については病院等のみとなっている。社会福祉施設等、保育所等については、野菜、果物ともに下回っている。

【野菜の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	117.6	116.0	10.5	106	138	93 ^{**}
病院等	338.0	340.0	65.5	206	434	350
社会福祉施設等	298.8	299	48.7	232	456	350
保育所等	93.8	93.5	12.5	64	117	100 ^{**}

【果物の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	19.4	20	4.1	13	24	32 ^{**}
病院等	72.8	72.0	23.2	40	108	70
社会福祉施設等	55.2	52.0	26.8	18	130	70
保育所等	45.4	46.5	10.1	14	59	50 ^{**}

※学校等・保育所等については、1食あたりの数値である。

(1) 学校等

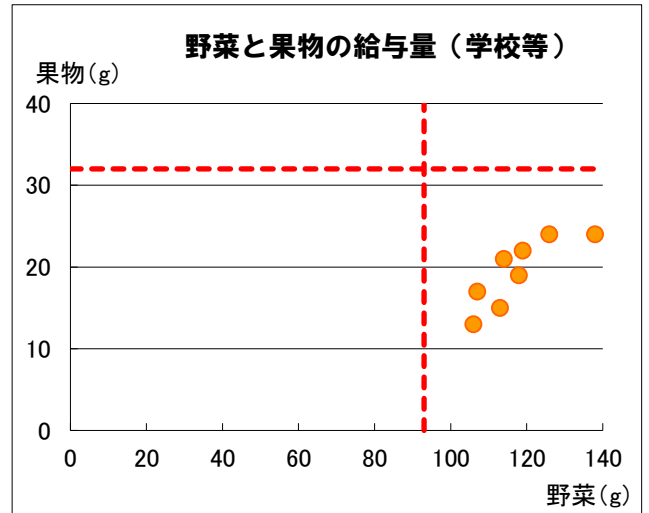
管内の学校共同調理場、給食センター、単独校のうち、8施設(小学校中学年)の状況である。

目標ラインは、標準食品構成表*の児童(8歳~9歳)の値を用いて、野菜を93g、果物を32gとした。

野菜は全施設で目標量を給与していたが、果物は目標ラインを満たしている施設はなく、施設ごとのバラツキは小さかった。

果物の給与量が最も少ない施設では13g/日で、目標ラインの40%程度であった。

*「学校給食摂取基準の策定について(報告)」(学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究協力者協議会平成23年3月)



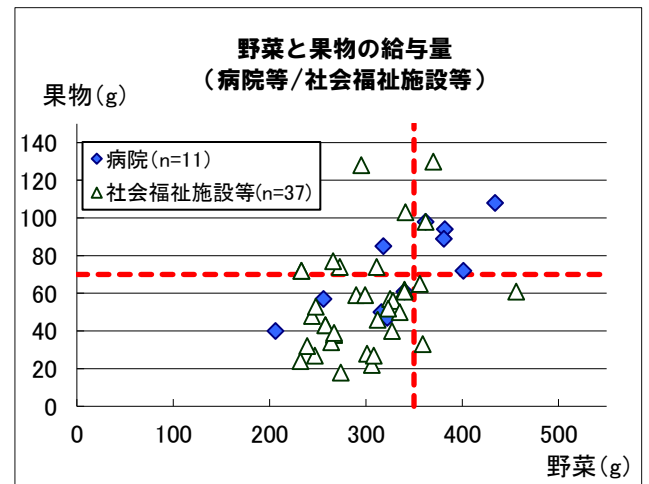
(2) 病院等・社会福祉施設等

1日3食を提供している病院等11施設と社会福祉施設等37施設の状況である。

野菜は「健康日本21(第2次)」や「健やか香川21ヘルスプラン(第2次)」で目標にしている350g/日を目標ラインとした。果物は「健康日本21(第2次)」では、摂取量が少ない場合、がんのリスクが上がるとされるので、「100g/日未満の者の割合の減少」を指標としているが、対象者と施設の特徴を考慮し、70g/日とした。

病院等では、野菜果物ともに、約半数の施設が目標ラインより不足している。

社会福祉施設等では、野菜の給与量が目標ライン未満の施設が32施設(86%)であった。平均値も299g/日と目標ラインに51g/日不足している。果物は、目標ライン未満の施設が28施設(76%)であった。平均値も55g/日と目標ラインに15g/日程度不足している。また、施設ごとのバラツキが大きく、最も給与量の少ない施設では18g/日であった。



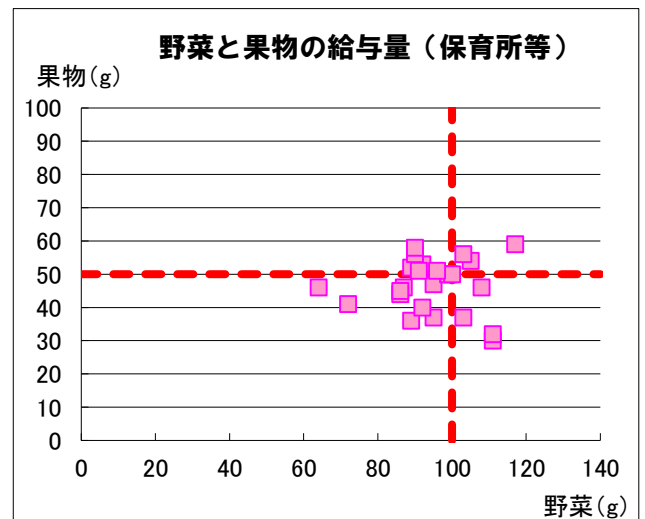
(3) 保育所等

1回50食以上提供している保育所26施設の状況である。

目標ラインは、「保育所給食の手引き(県子ども家庭課)」の「3~5歳児の食品構成(例)」を参考に、野菜100g、果物50gとした。

野菜、果物で目標ラインを満たしている施設は、それぞれ8施設(32%)と12施設(48%)であり、半数以上の施設が不足している。

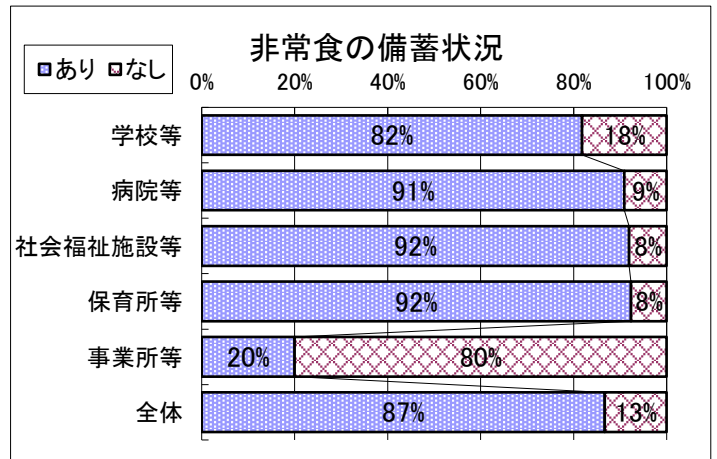
野菜の平均値は93.8g/日、果物の平均値は45.4g/日とどちらも昨年より減少している。



5 危機管理体制整備状況

(1) 非常食の備蓄

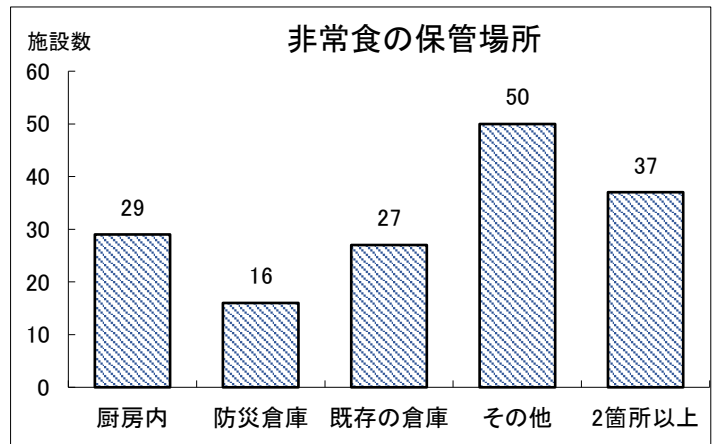
非常食を備蓄している施設は、78 施設(87%)であった。保育所等や、1 日 3 食を提供している病院等や社会福祉施設等で整備率が高い。事業所等における整備率は 20%である。



(2) 非常食の保管場所

保管場所は、厨房内や既存の倉庫に備蓄している施設が多い。また、2 か所以上に分散して保管している施設も多く、分散化は増加傾向にある。

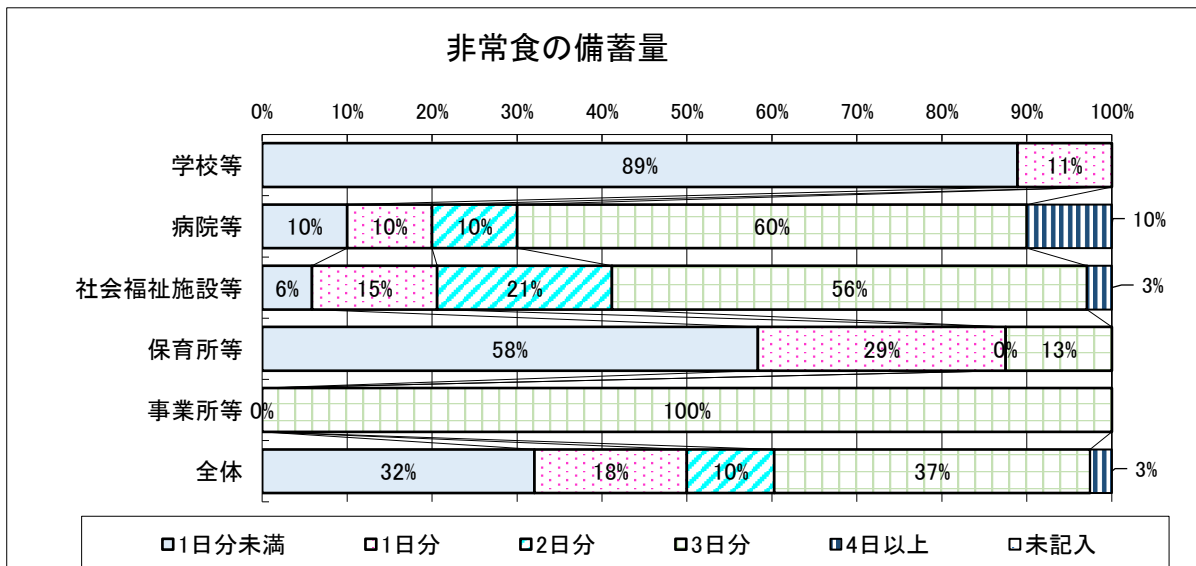
「その他」は職員休憩室・食品庫・職員室等で、うち、病院等では各病棟、保育所等では保健室や各クラス等で保管している施設がある。



(3) 非常食の備蓄量

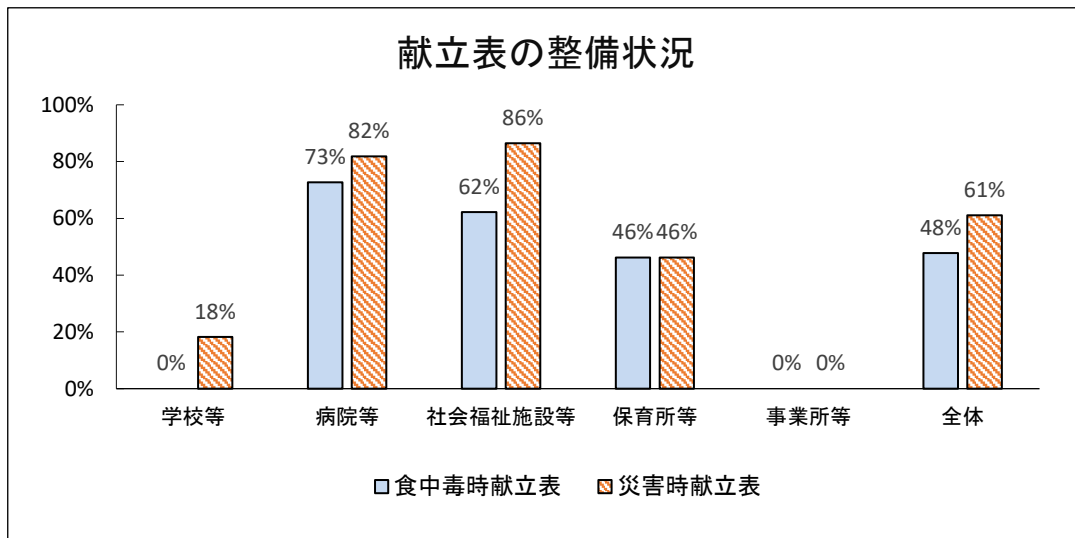
「香川県災害時保健活動マニュアル(平成 24 年 3 月)」では、「1 日 3 食提供する給食施設にあっては、自助で 3 日間程度を乗り切ることを前提としたマニュアル及び備蓄品の整備が必要である」としている。

病院等では、7 施設(70%)が 3 日以上備蓄していたが、社会福祉施設等では 3 日以上備えている施設は、20 施設(59%)で病院よりも低い。1 日 1 食を提供している学校等・保育所等では 1 食分を備蓄している施設が多い。



(4) 非常時用献立表・各種マニュアルの整備

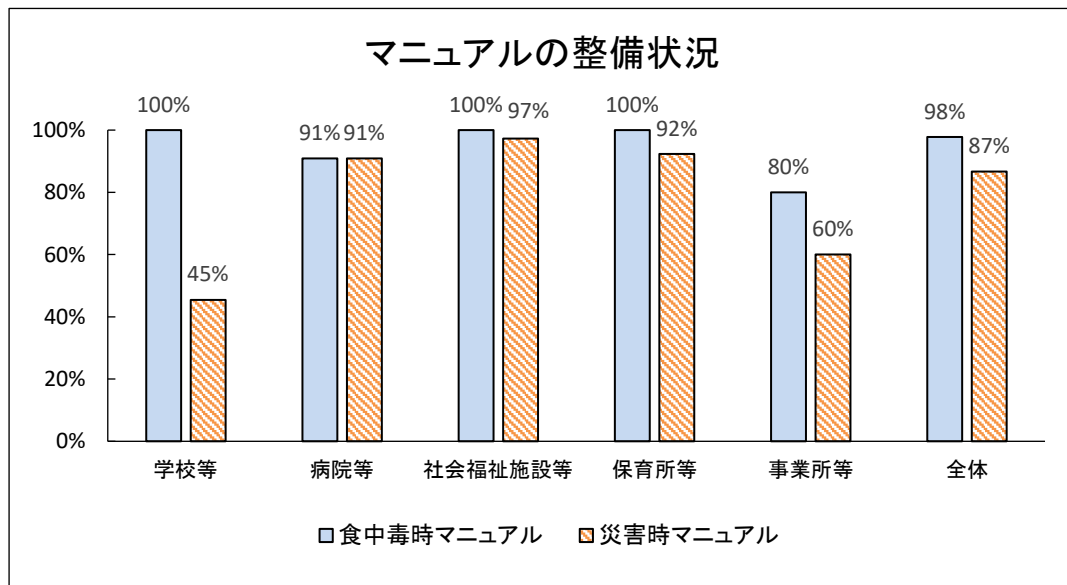
①食中毒時及び災害時献立表



食中毒時献立表のある施設は 43 施設(48%)で、病院等、社会福祉施設等での整備率が高いものの、6~7割程度である。

災害時献立表は 55 施設(61%)で作成されている。

②食中毒時及び災害時対応マニュアル

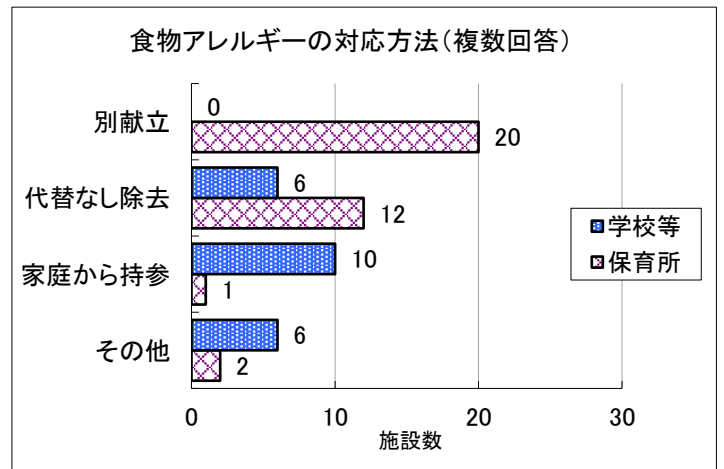
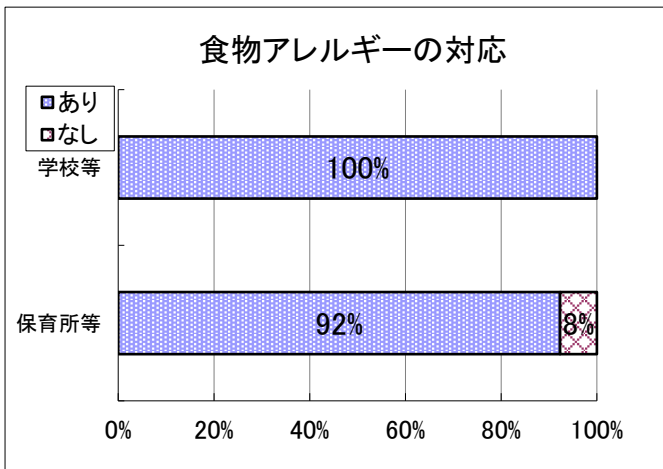


食中毒時対応マニュアルは、88 施設(98%)で整備されている。

災害時対応マニュアルの整備率は、病院等・社会福祉施設等・保育所等で 9 割以上整備されており、全体でも 8 割を超えているが、学校等での整備率は、他の施設と比べて低くなっている。

6 食物アレルギーの対応状況

管内の学校共同調理場・給食センター5施設と単独校6施設及び1回50食以上提供する保育所26施設の状況である。



食物アレルギーの対応は、学校等では100%、保育所等では92%で行われている。

対応方法は、学校等では家庭からの持参が最も多い。保育所等では別献立での食事の提供が最も多く、20施設で行われている。その他の対応としては、飲用牛乳のみ除去、詳細献立配布、アレルギー用献立配布等がある。

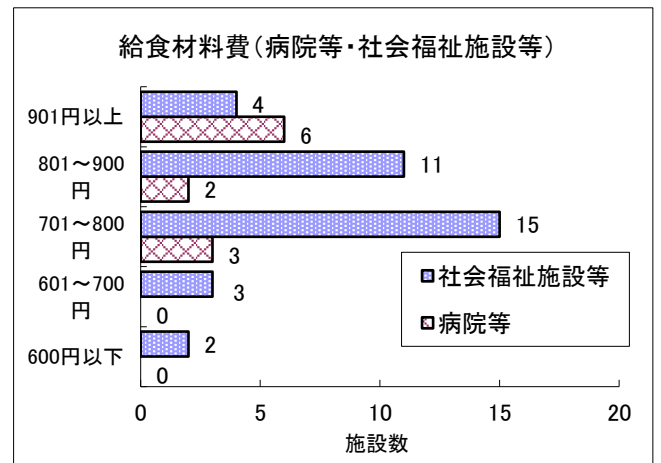
7 1人1日当り給食材料費

給食材料費の記入のあった1日3食を提供している社会福祉施設等35施設と病院等11施設の状況である。

社会福祉施設等の平均値は790円、病院等は961円である。

社会福祉施設等では、701円～800円が15施設で最も多い。901円以上が4施設、600円以下は2施設あった。

病院等では、901円以上が6施設で最も多く、801円～900円が2施設、701円～800円が3施設あった。



8 肥満とやせの状況

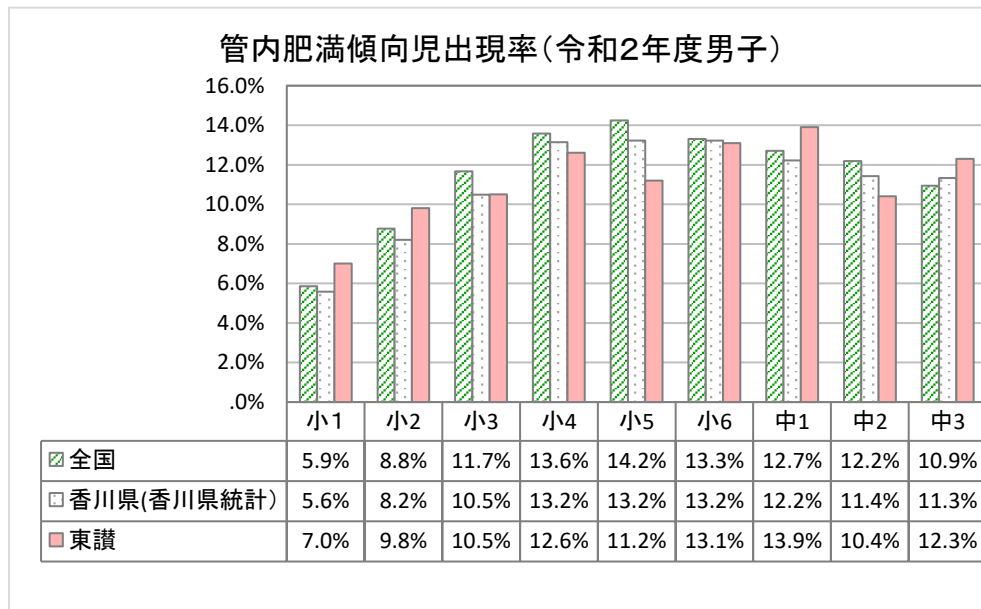
(1) 学校等

- 全国の数値：文部科学省の学校保健統計調査(抽出調査)(年齢は令和2年4月1日現在の満年齢とする。)
- 香川県(香川県統計)：香川県教育委員会・香川県学校保健会の学校保健統計調査(全数調査)
- 東讃：各学校より提供のあった香川県教育委員会、香川県学校保健会の学校保健統計調査のうち、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町の2市2町

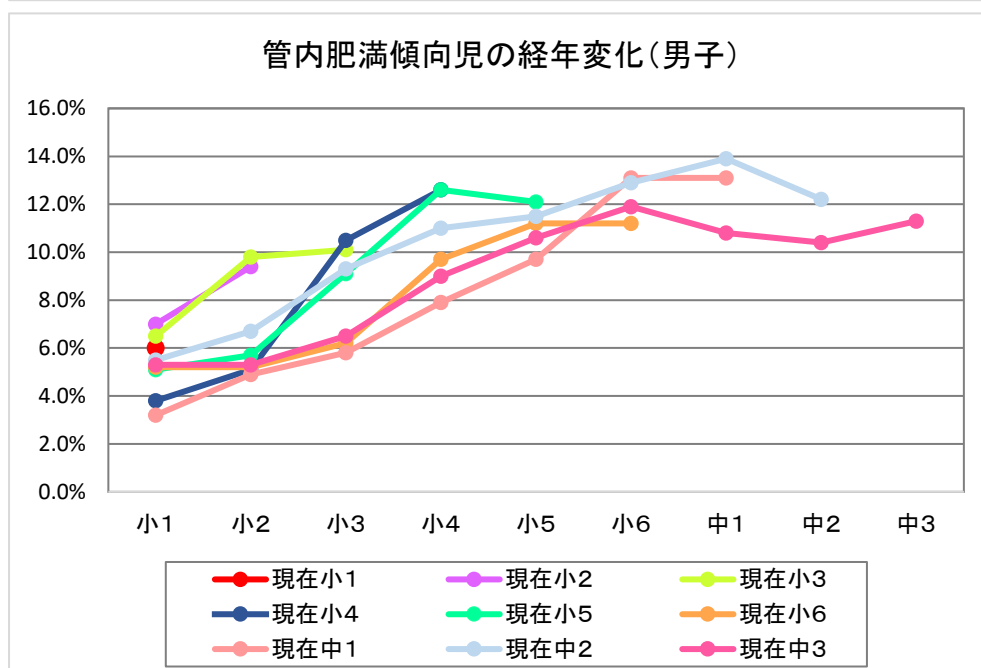
(注)肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。
 痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以下の者である。

$$\text{肥満度(過体重度)} = (\text{実測体重} - \text{身長別標準体重}) / \text{身長別標準体重} \times 100(\%)$$

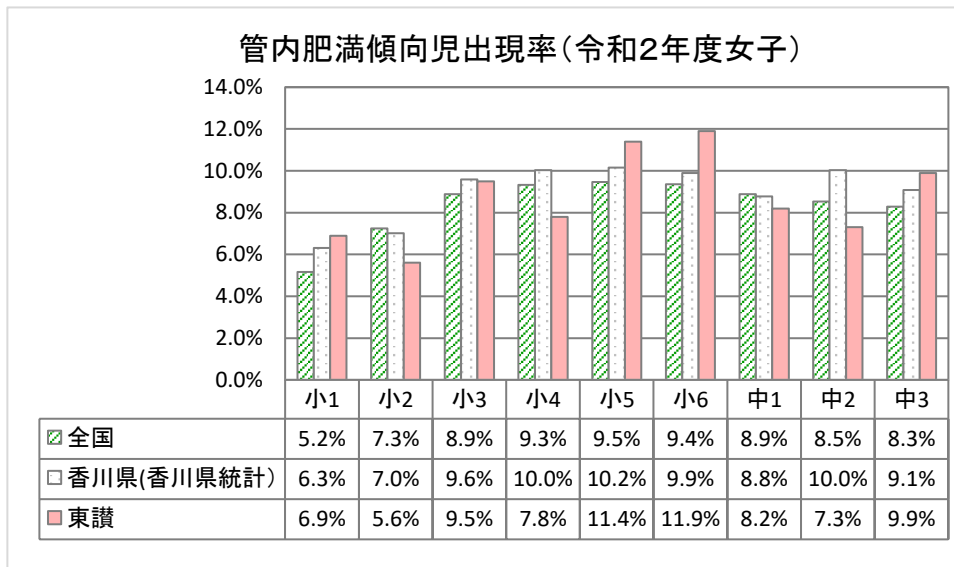
①肥満傾向児(男子)



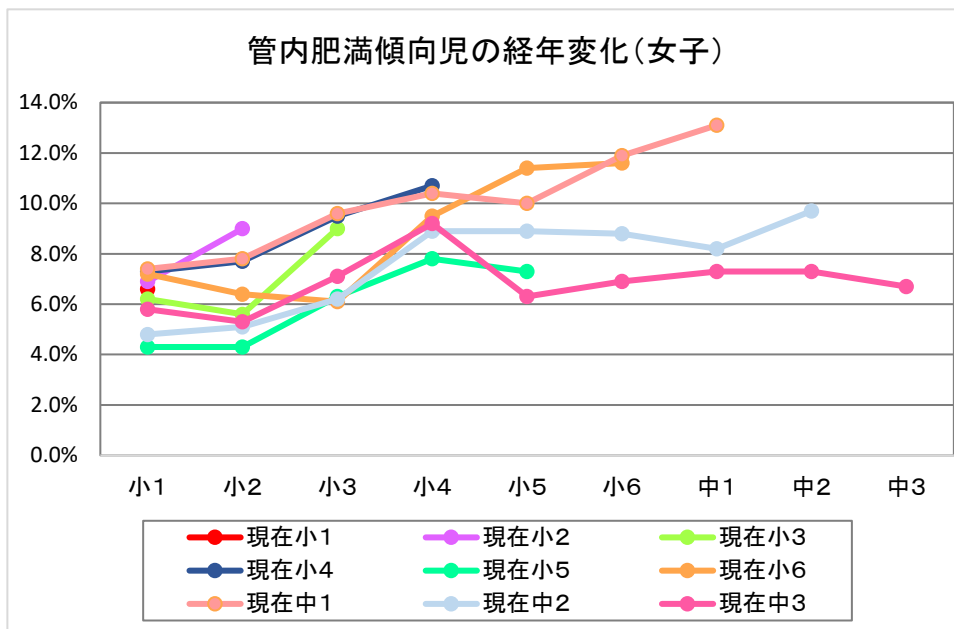
東讃管内の令和2年度の男子の肥満傾向児出現率は、小学1年、小学2年、中学1年、中学3年で全国・香川県を上回っている



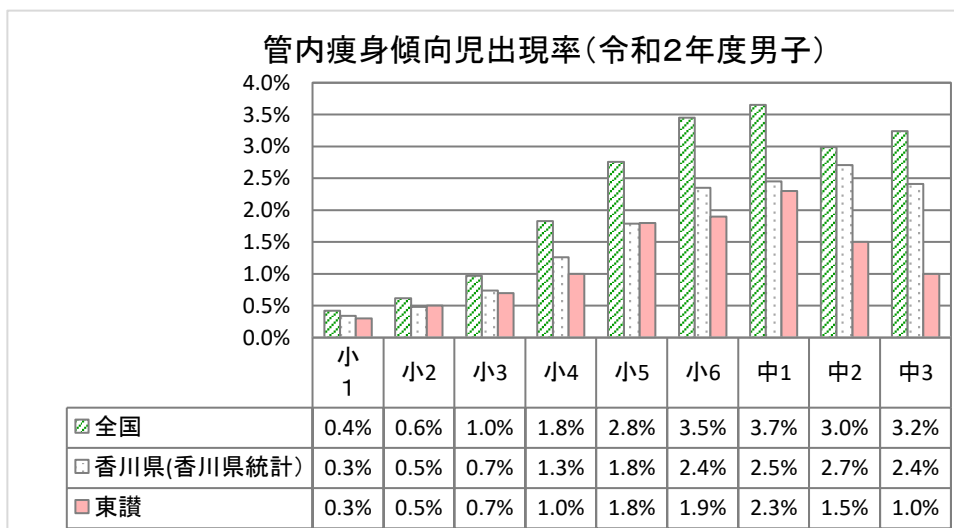
②肥満傾向児（女子）



東讃管内の令和2年度の女子の肥満傾向児出現率は、小学1年、小学5年、小学6年、中学3年で全国・香川県を上回っている。

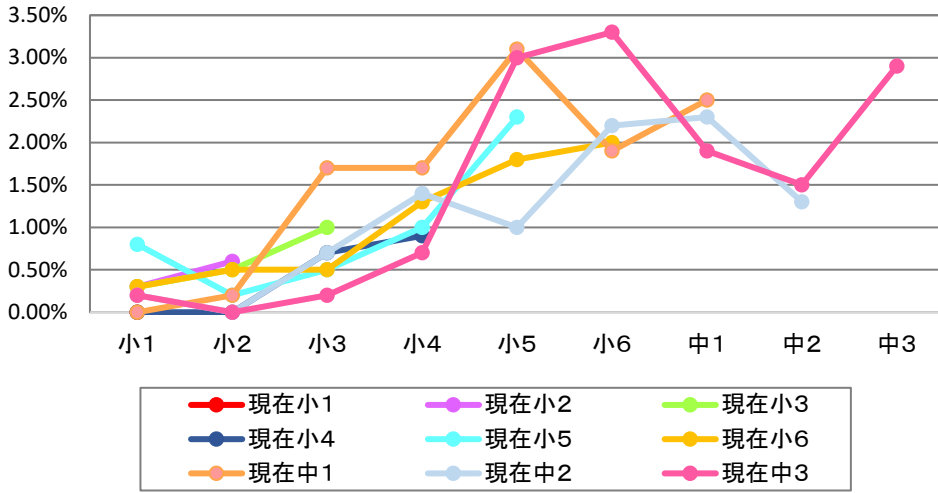


③痩身傾向児（男子）



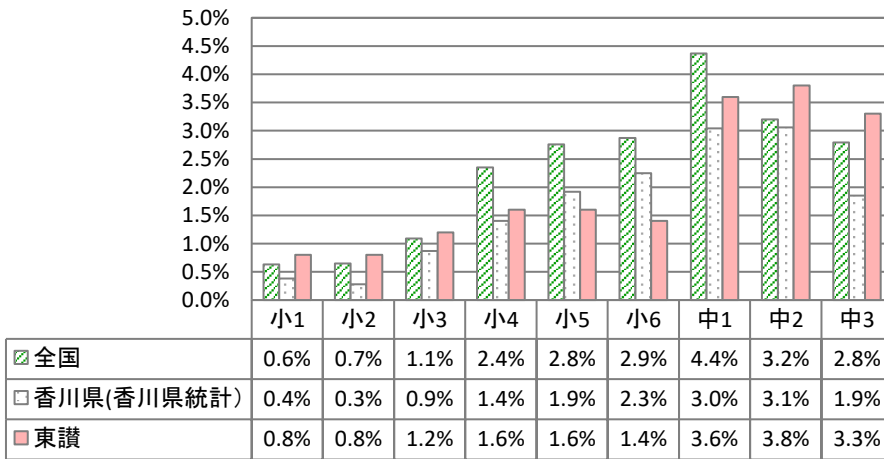
東讃管内の令和2年度の男子の痩身傾向児出現率は、中学1年までは増加傾向にある。

管内瘦身傾向児の経年変化(男子)



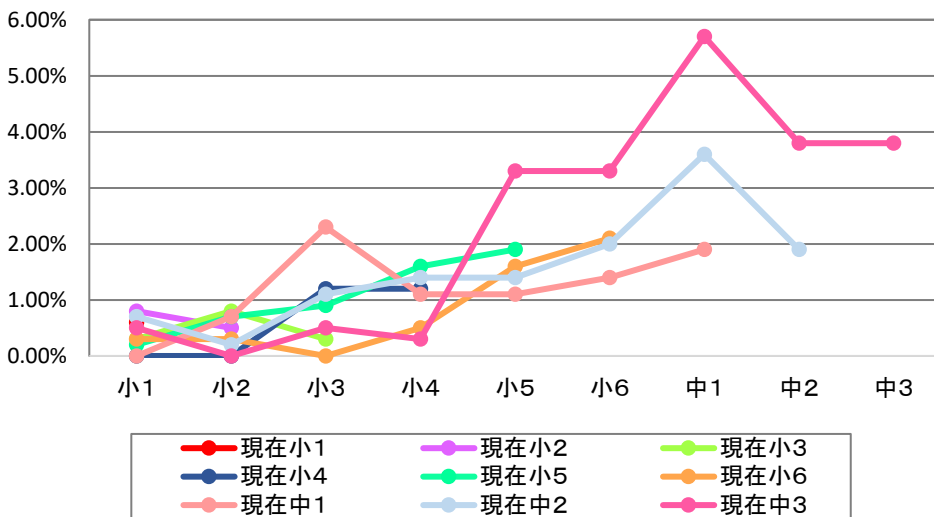
④ 瘦身傾向児 (女子)

管内瘦身傾向児出現率(令和2年度女子)



東讃管内の令和2年度の女子の瘦身傾向児出現率は、小学6年から中学1年にかけて増加しており、小学1年、小学2年、小学3年、中学2年、中学3年で全国・香川県を上回っている。

管内瘦身傾向児の経年変化(女子)

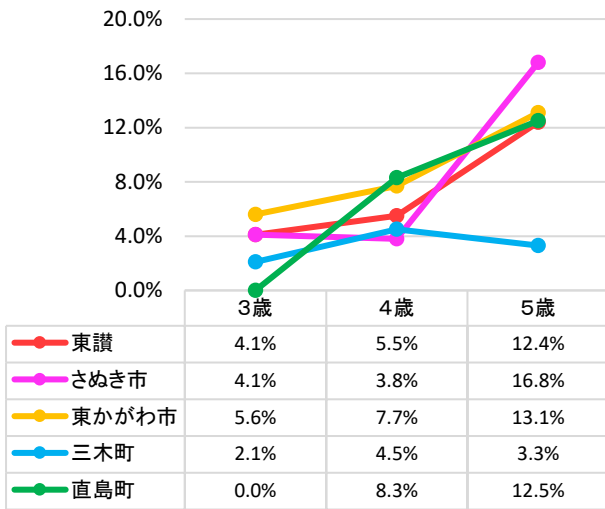


(2) 保育所

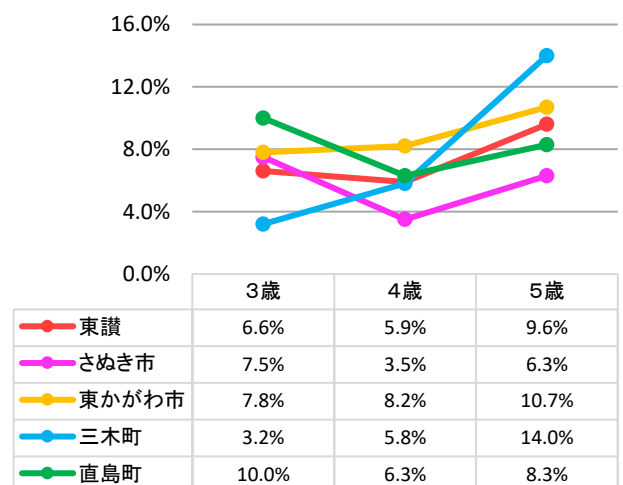
(注)肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が15%以上の者である。
 痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-15%以下の者である。
 肥満度(過体重度) = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100(%)

① 肥満傾向児

肥満傾向児出現率(令和3年度男児)

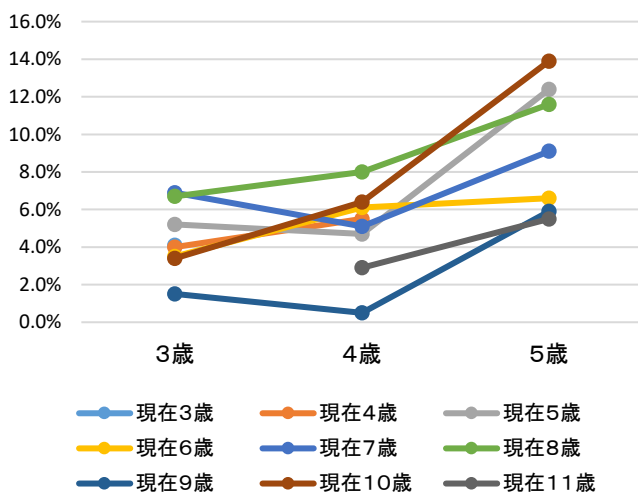


肥満傾向児出現率(令和3年度女児)

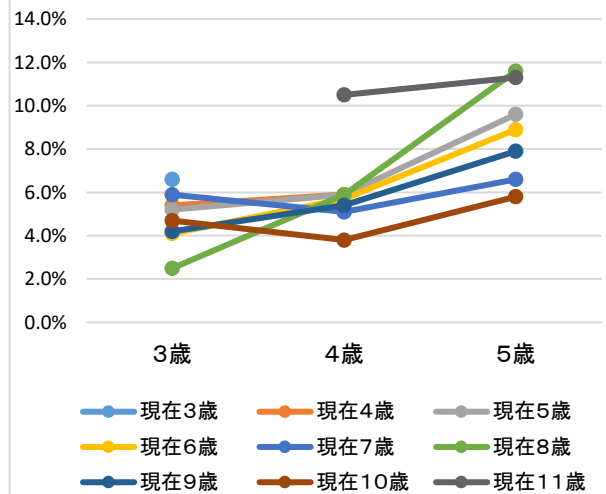


肥満傾向児出現率は、管内全体では男児女児ともに年齢が上がるにつれて増加傾向にある。

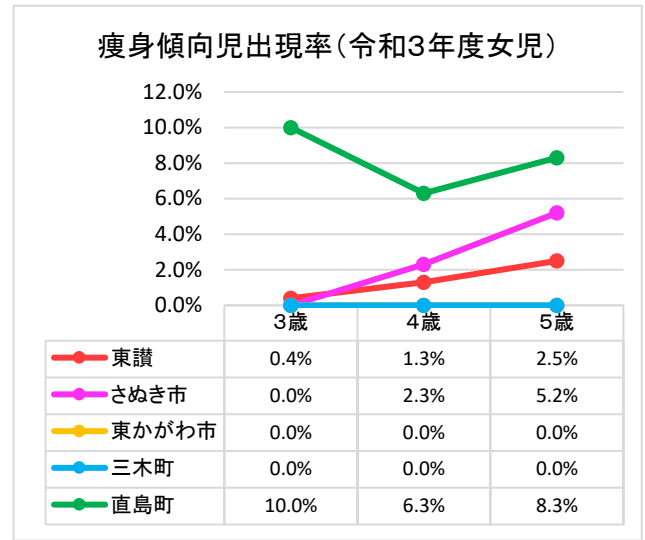
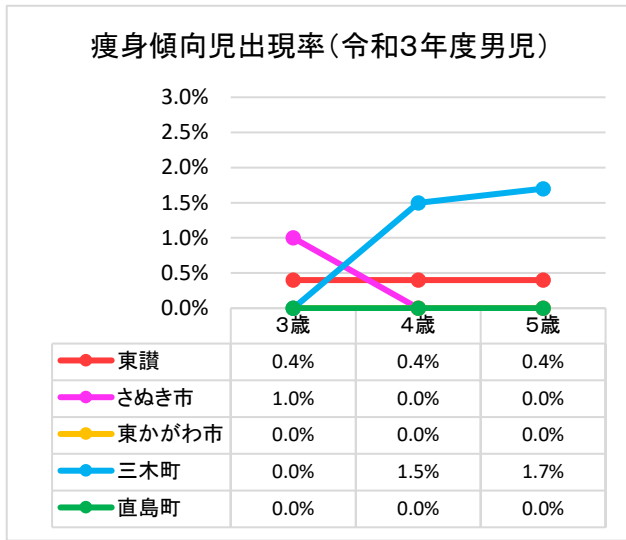
管内肥満傾向児の経年変化(男児)



管内肥満傾向児の経年変化(女児)



② 瘦身傾向児



男児の瘦身傾向児出現率は、管内全体では横ばいである。
 女児の瘦身傾向児出現率は、管内全体では増加傾向である。

